

【文科省】

日時：12月7日(月) 15:30～16:15

場所：旧庁舎2階第2会議室

対応：生涯学習政策局社会教育課：宮田課長補佐、初等中等教育局高校改革PT：
5 高見専門官、児童生徒課：高橋課長補佐、財務課：浅原義務教育費総括PT係
長、小泉定数企画係専門職、内藤教育財政室調整係専門職、初等中等教育局参
事官付：岡本参事管補佐、スポーツ・青少年局学校健康教育課：渡邊学校給食
係長

10 自治労中央本部総合組織局
長沢組織対策局長の挨拶

日頃から教育行政の向上に向けご尽力されていることに感謝申し上げたいと思
います。来年度の予算編成に関わる要請書を手交させて頂きました。毎年、この意
見交換を持って頂いていますが、政権が代わり初めての意見交換となりますが、
15 様々な課題があります。日々現場で働いている学校事務職員の方々がいますので、
現場での意見を聞いて頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

1. 公教育の無償化について

(1) 制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。学級費、給
20 食費等の学校徴収金の取り扱いは、地方自治法第235条の4の2違反であるこ
とを周知し改善を行うこと。

・教材費に関して

文科省： 基本的に公立学校の教材費の整備については、原則、設置者の教育委員
25 会の判断と費用負担で進められるものと考えている。また、国では何次か
に渡り教材整備計画を策定しており、それによって所要の財政措置を講じ
ているところである。

・給食費に関して

文科省： 給食費については、学校給食法において施設設備費や人件費については
30 自治体、食材費等については保護者負担としている。少子化地域振興策及
び食材の価格高騰等により、自治体が食材費の補助を行っているとも聞い
ている。文部科学省としては、食材費等を含めて学校給食費を公費負担す

るか否かについては地域の実情に応じ自治体が判断するものと考えている。生活に困窮している保護者等に対しては、生活保護による教育扶助において学校給食費が補助になる、生活保護の対象とならないものの経済的理由により就学が困難と認められる保護者に対しては各市町村で定める就学援助の一部として援助が実施されているところである。

・学校徴収金に関して

文科省： 学校徴収金に関しては、文部科学省としては特段の方針はない。当該諸経費については、それぞれの自治体、学校で取り扱いが異なっていると思うが、自治体の施行例によって取り扱うことと考えている。取り扱いについて問題があるのであれば、各自治体において対処して頂くことと考えている。なお、問題点等については担当の方に報告しておきたい。

自治労： 食材費等については保護者負担であるという話があったが、先ほど、総務省との話の中で自治体を実施する事業である以上、地方自治法210条の総計予算主義に基づき例えば保護者が負担したお金であっても歳入に繰り入れるべきであるという考えを聞いてきた。それから、地方自治法245条4の2に関しては現金又は有価証券の保管の話だが、これも文部科学省として特例規定、特例法令がないのであれば、法令の根拠に基づくものでなければ保管できないということは、自治体が財務規則などを規定することで保管ができるという関係にはない。現状の学校では私費が地方自治法に違反して取り扱われているという認識を総務省と共有した。これについて改善に向けた対応を取ることを確認したいが、いかがか。

文科省： 総務省の方から指摘の申し入れがあれば検討したい。

自治労： 総務省は、文部科学省が総務省に打診すべきと言っていた。

文科省： 地方自治法含めて関係法令に反して何かが行われていると言うことであれば、第一義的には自治体であると思う。

自治労： 学校給食の所管は文部科学省であり、これまで調査までして、何の対応も取らないと言うことであれば、別の対応を取らざるを得ない。

5 自治労： 今回の問題については、法令に基づかない現金の保管等が行われていることに関して問題ではあるが、戦後引きずってきた大きな状況でもあるので、突然大きく変化することは混乱が生じることは承知している。時間をかけて、法令等により根拠を与えることしか解決策はないと考えている。それについては、改善に向けた動きを取ることを前提に協力していきたいと考えている。地方自治法に違反しているという状況認識を持ってないと言うことであれば、こちらも手続きを取って調べてもらう方法を取らざるを得ないが構わないか。

10 文科省： 文部科学省の方でこれまで「このような取り扱いをしてください」と自治体へ言ったことない。

15 自治労： この実態については違法性がないと判断するのか。

文科省： 違法性があるのか無いのかを判断する立場に文部科学省は無いと考える。

20 自治労： 自治法に規定していることに関して、学校において私費は一切保管できないことになっている。ただ、文部科学省が特例法令を用意すれば可能となるでしょう。実際に行われているのであれば、特例法令が無ければ長年違法行為が行われていることになるため、確認をお願いした。このことに関しては、高井政務官に対し、違反の疑いのある行為に関しては早急に整備をする必要があるのではないかということで、申し入れを行っている。文部科学省が地方自治法もしくはそれに対する特例法もない状況で、現状のままでよいという認識を示すのであれば、それはそれとして受け止めた

25 と思うがいかがか。

30 文科省： 現状としては実態を把握していないというのが実情で、具体的にはバラバラであると思われるので一般論としては違法であるか判断はできない。地方自治法に違反するかの判断は総務省あると思う。

自治労： 文部科学省は、学校徴収金に関して調査をしているが、どういう取り扱いによって徴収されているのかの実態を考慮しないで長年に渡り行ってきたということか。

5 文科省： 調査すること自体が悪いかどうかはまた別の話だと思う。

自治労： 公金扱い以外の取り扱いができるのか。

文科省： 自治体の歳入に繰り入れることはできると思う。

10

自治労： 例えば、給食費を公金に歳入せず一般会計に入れていない場合について、違法な行為として把握されるということか。

文科省： それについては基本的には総務省である。

15

自治労： 総務省は、昭和38年の地方自治法改正の時に全入主義に属さないような雑務金についてはあってはならないと法整備をしている。それ以降については、歳入にも入らないし政令法令にも位置づけない金銭は、地方公共団体には無いはずだと言っている。もし、特例法令が無いままあるのであれば、地方自治法令違反なので改善していくべきだという考えを持っている。私たちはその認識に立って、それを改善していくべきだという立場で今日

20 来ている。その状況認識に文部科学省が立てないということであれば、改善していく作業はできないことになる。

25

自治労： 要請の1番にある公教育の無償化について、皆さん方はよく意味をお分かりだと思う。これは、次の世代を公教育無償のなかで育むという理想の姿である。しかし、今、現実には授業料やその他の私金等が学校に存在する。これを国民側から見るとどう見えるのか、それを取り扱っている教職員はどのような立場で徴収しているのか、当然、文部科学省は分かっていることと思う。そこに問題があれば、お互い課題を共有し、良い教育を実施して

30 いくため、課題を解決していく立場に立っているのだろうという認識でいた。ただいまの回答では、現場で一生懸命やっている仕事は一体なんだったのかと考えざるを得ない。

5 自治労： 教員の多忙化を学校事務の共同実施によって補うという議論がされている。教員の多忙とは、徴収金を集めていたということもあった。そもそも徴収金の集め方が合法か、非合法かという問題をきちんと論じないと、文部科学省が言ってきた多忙化の議論の全てが無いことになる。

10 自治労： 公金でないお金を勤務時間に扱い、仮に事故が起きて紛失や横領が行われたときにその責任はどこにあるのかというと、現状では個人の担当者の個人責任で全て賠償するしかなく、賠償能力がなければ被害を負った人たちは泣くしかないという状況はおかしいと思う。勤務時間に明らかに公的な業務として行って、保護者の意識としても公金として支払っているお金が、実は何の裏付けも根拠も無く、しかも、事故にあったときには賠償を負う制度も無い。それを今まで公認してきたことに対し、文部科学省が何もしないでは無く、実態を調べ、混乱を避けるための改善に向けて対応する
15 という態度を示すべきである。そのような意志を示すのであれば、私たちも協力していきましょうという立場で今日は臨んでいる。

20 文科省： 給食費については実態として口座振替が小学校で72%、中学校で68.3%であり、現場に負担をかけていないように思う。

25 自治労： それは意味が違います。逆に30%の学校は現金徴収だということだし、口座振替でも未納は事務職員が督促し、その次は担任が行ったり、学年体制、教頭、最後は校長が出向く等という風に苦労して集めている。しかし、「そんなお金など実態はよく分からない」と文部科学省に言われてしまえば、私たちとしては現場で働く基盤を失ってしまう。

30 自治労： 手集金か口座振替かが問われているわけではなく、公費に繰り入れている自治体が一体いくつあるのか。ほとんどが学校長決裁の私金で済ましている。それは違法行為では無いか。調査していないから分からないという言い方をするが、必要とあれば今すぐにでも調査は可能である。そのお金の使い方を曖昧にしたまま、学校徴収金等について、教員は多忙化だから事務職員が行うとか、そういう話の中で議論がされながらも「現場に負担をかけてない」と言うのであれば、多忙化解消すらの根拠も失われるだろう

うと言っている。これは地方自治法235条の4の2に違反しているかどうか、文部科学省がそれに対する特例を持っているかという話であって、各都道府県、市町村が要綱等を持っているか否かと次元が違う話だ。

5 自治労： 自治体がこれに対する特例を持つことはできないと総務省は回答している。

自治労： 国の法令に対するものに、自治体を変えたり勝手な解釈をすることはできないだろう。

10 文科省： 議論の前提として、違反しているのかということについての判断は総務省が行うことになっている。もし、総務省が違反しているという判断があった場合に、それが条例で作れるのかどうかという話になれば総務省の言っている通りだと思う。

15 自治労： 私たちは公教育の無償化を求めている。全て税金(公)でまかなわれれば、就学援助も無くなるだろうし、例え、親が失職したとしても子どもは何の不都合もなく学校に通い、勉強を続けることができる。それも大学等まで行ける。そういう将来の地平を求めて、この要求書にある公教育無償化の項目であり、その範囲内での前段の話だと思う。現状について、総務省によれば、文部科学省で何か特例法を作ってはいかがか等という話なので、
20 実状を良く把握している文部科学省がどうするか整理し、まずは特例法を作るなり、対応していただきたい。

25 自治労： このことに関しては、別な場所を設定するなり、引き続き継続して話し合いをさせていただきたい。

文科省： 学校徴収金については多岐にわたったお金があるので、このような話があったことは申し伝えておきたい。

30 自治労： 公教育は基本的に無償でやるべきと思っている。そのためには公教育なのに公金で行われていない実態を出すべきだと考えている。その一環として今回の問題を提起させていただいた。

(2) 公立学校において授業料の無料化を実現すること。2010年4月からの実現に向けた円滑な移行措置を講ずること。また、高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。

5

・授業料無償化について

文科省： 政権交替後、10月15日付けで概算要求を改めてやることとなり、公立高校の無償化を文部科学省の概算要求を行っている。この中で、公立学校においては授業料相当額の18800円を個人ごとに交付することとし、交付方法については学校設置者が代理で受領するという形で概算要求を行っている。年末に向けての、概算要求の決定では交付については現物で支給し、2010年4月から実施に向けて概算要求を行っている。円滑な移行措置という点については、各学校現場で円滑に制度ができるようにということは、文部科学省としても第一に心がけているところだ。

15

自治労： 高校の授業料の無償化について、つい最近の新聞報道等によると全額ではないという動きがあるように聞いている。私どもは全額でないとは高校の無償化の意味がないと強く思っています。さらに公教育の無償化についても取り組みをしていただきたいと考えている。財務省、総務省に対しても同様のお願いを先ほど行ってきた。全額でなければ高校の無償化の意味がない。今までの就学援助や奨学金となんら変わりません。民主党政権でこれまでの発想を変えて行っているので、お金がないからと言う問題ではないので強く取り組みをお願いしたい。

20

文科省： 全額でないというのは、いわゆる所得制限を設ける、収入の高い家庭は無償ではない、対象外ですと言っているのは承知している。そのような報道に対して、大臣、副大臣は今言われたようなことを制度化すると無償化とは違う制度になるだろうと答えている。基本的に文部科学省のスタンスは要求を実現するというスタンスで、それに基づいて予算編成の事務折衝をしている状況である。

30

自治労： 財務省にその趣旨の要請書を渡してきた。

自治労： 単に実質補償するというだけでは、この後の財政事情、あるいは政治判断によって、減額されたり所得制限される危険性が非常に高い。そのためにも、国際人権規約A13条の留保を解いていただき、さらに国内法を整備し、国の財政がどうであろうと無償化するというフレームをぜひ作っていただきたい。

・高校の給付型奨学金について

文科省： 高校の授業料の実質無償化ということで奨学支援金について概算要求しているが、学校現場では授業料以外の経費がかなり多くかかっている現状があり、今回の概算要求のなかで、高等学校の授業料の実質無償化とともに、授業料以外の経費を都道府県が行う場合については、国が財政的な支援をするということで123億円を概算要求している。具体的には世帯収入が350万円以下の低所得の家庭を想定し、その家庭が支出を行う場合に奨学金として支給するというところで事業を進めていきたいと思う。

2. 教職員人件費について

(1) 務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。

文科省： 義務教育費国庫負担制度については、市町村の財政力の差によって義務教育に格差が生じないように国と都道府県の負担によって教職員給与費を全額補償する制度である。文部科学省としてはしっかりと堅持して、義務教育をしっかりと補償していきたいと考えている。事務職員の廃止縮減についても考えておらず、義務教育費国庫負担制度を堅持していきたいと考えている。

(2) 政令指定都市への負担先変更など地方分権に立脚した措置を推進すること。

文科省： 費用負担の移譲の話だと思うが、この問題については、費用負担、教職員定数、学級編成に関する権限の調整と併せて議論されているが、それらについては学校教育制度の根幹に関わる問題である。今後、教育環境整備法案や一括交付金という議論もあり、こうした検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行っていきたい。

3. 学校事務職員の定数配について

- (1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、経済的支援事務の拡充等のため、定数基準を最低3名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう措置すること。

文科省： 教職員定数については、標準法に基づいて各都道府県において総数の標準が算定され、具体の教職員配置については都道府県教育委員会が地域や学校の実情を踏まえて決定しているところです。教職員の任用については、各都道府県教育委員会において判断すべきもので、地域の実情に応じて地域全体の教育のが維持向上できるように、任命権者である都道府県が中長期的な人事計画を見据えて正規採用、臨時的任用などをで実施している。

- (2) 義務制学校事務職員の定数改善計画では、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。また、大規模校への複数配置基準を改善すること。以上の改善のために教員の事務負担の軽減用351人の事務職員加配を活用すること。

文科省： 義務制の事務職員定数の改善については、これまで計画的に改善を図ってきており、平成13年度から平成17年度まで第7次公立義務諸学校教職員定数改善計画において、きめこまかな学習指導や教育の情報化等の支援のために、事務部門の強化対応を行う学校への事務職員の加配定数の改善を行ったところである。要保護、準要保護事務に対応するために、要保護、準要保護児童生徒数が学校全体の125/100以上である学校には1名の加配措置が政令で定められている。これらの定数については、加配定数も含め具体の事務職員の配置については都道府県教育委員会の判断に委ねられており、地域の実態によって配置がなされていると考えている。

4. 教材費等の拡充について

授業等に使う教材について予算措置を拡充すること。拡充に当たっては、文科省の審査等を必要としない、地方主権に立った財政措置を行うこと。

文科省： 教材整備については、地域の一般財源を利用した地方財政措置で案内しているが、最近では平成20年3月に交付された新学習指導要領に関して新たに新規購入する必要がある教材や古くなった教材更新費を見積もり、新学習指導要領の円滑な実施に向けての教材整備緊急3カ年計画、平成21年から平成23年の新学習指導要領完全実施までの3カ年間に限り総額で2459億円の地方交付税措置を講じることになっている。平成20年度の地方交付税措置額790億円に対し平成21年度は816億円、平成22年度においては825億円の地方交付税措置を総務省に要望しているところである。交付税措置の関係では、今公表している19年度決算ベースで実際に地方交付税措置額を100とした場合に、決算額の措置割合は65.3%に止まっている。このことから文部科学省は新学習指導要領全面実施に向けた教材図書緊急整備に関する地方説明会を全国68ヶ所で全市町村、教育委員会に対し説明会を開催し、各教育委員会に対し学校の教材費図書費の確保をお願いしている。

5. 生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

文科省： 社会教育施設は公民館を除き増えている状況である。また、専門官配置についても図書館、博物館についても若干配置されている。ただ公民館の職員、都道府県教育委員会の事務局に配置される社会教育主事については減少しているというのが今の現状。さらに指定管理者の導入に関して導入する所が増えているもの事実である。付帯決議ということもあるが、一つは指定管理者を導入している所、導入していない所、導入したが止めた所と色々なパターンがあり、それらから事情を聞いて、課題、メリット、デメリット、導入についての留意点等を聞いて現在調査しているところである。調査が取りまとめられた段階で提言を地方公共団体へさせていただきたい。専門職については、この4月に大学における養成課程の見直しに当たり充実に努めているところである。また、研修の内容や方向についても

実践的な調査研究を行い、これについても適切な指導内容、方向等について適切な指導ができればと考えている。

5 自治労： 調査し、提言をするという話しだが、これについて期待したいと思う。
先ほど、現状認識として公民館、専門職は減り博物館等は増えているとい
10 う話しだった。しかし、指定管理者制度に落ちたところは社会教育主事が
入りづらいということが、社会教育主事、公民館が大きく減っている原因
として考えられる。新しく建てられる社会教育施設は、ほとんどが指定管
理者制度かPFI事業のなかで建てられていると推察する。広く市民の学び
15 を引き出していくという特別の目的を持って社会教育施設である公民館
とは若干違っている。この辺の事情を十分踏まえた上でやっていただきたい。
調査にあたっては単純に自治体に調査をするのではなく、直接現場の
声を聞くような方法を加えていただきたい。各自治体によって様々な状態
20 におかれていて、民間のNPOが運営している所も実際にあり、善し悪しあ
ると思うが、私の仙台は半分が直営で行っており、人の学びの権利を守り
ながら事業展開して行くには、契約的に指定管理のなかでやって行くには
限界があるように現場にいて感じている。その辺のところを調査結果と提
言に期待したい。現時点での、調査の状況と提言の方向性についてお聞か
せ願えればと思う。

20 文科省： 今、仰った通り、単純なアンケートはやらないつもり。現場のインタビ
ューをメインにいくつかの現場から直接話しを聞いて、メリット、デメリ
ット、良かった点、悪かった点、課題等について聴取しているところなの
25 で、それをまとめ我々の方で具体的な留意点、課題等を提言していきたい
と考えている。

自治労： 本日、回答していただけなかった問題や結論が出ていない問題に関して
は、引き続き交渉させていただきたいので、よろしくお願ひしたい。